

海面漁業の持続的な生産構造

令和3年7月
水産庁

目次

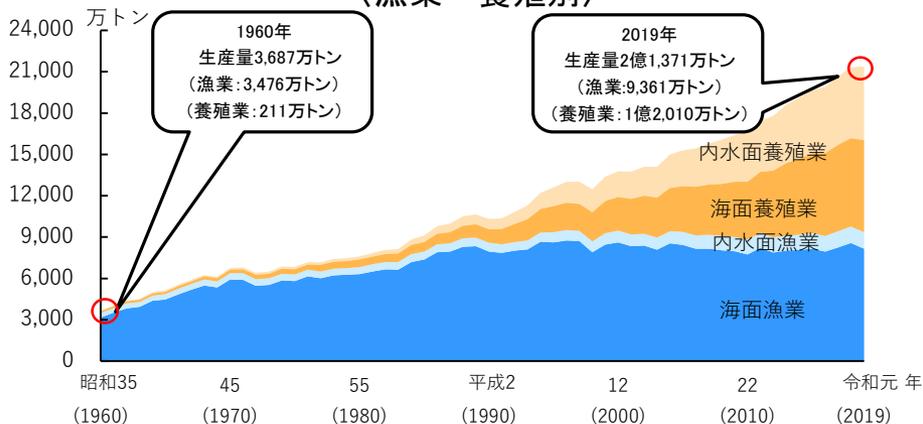
I 総論		IV 遠洋漁業	
・世界の漁業の現状	2	・遠洋漁業の現状	14
・我が国漁業の現状	3	・課題と取組状況	15
・漁業種類別の比較	4		
II 沿岸漁業		V 国際交渉	
・沿岸漁業の現状	5	・国際交渉の現状	16
・課題と取組状況	7	・課題と取組状況	17
III 沖合漁業		VI 捕鯨政策	
・沖合漁業の現状	10	・捕鯨政策の現状と課題	19
・課題と取組状況	12	・取組状況	20

I 総論 <世界の漁業の現状>

- 世界の漁業・養殖業生産量は増大を続け、近年は2億トンを超える水準となっている。
- 特に養殖業生産量は1億2,010万トン(2019年)と増大している。一方で漁獲量は9,361万トン(2019年)と、増産の余地のある海洋生物資源が減少し、頭打ちの状況にある。
- 就業者数は、養殖業を中心に増大していたが、2010年代からは全体的に横ばいとなっている。

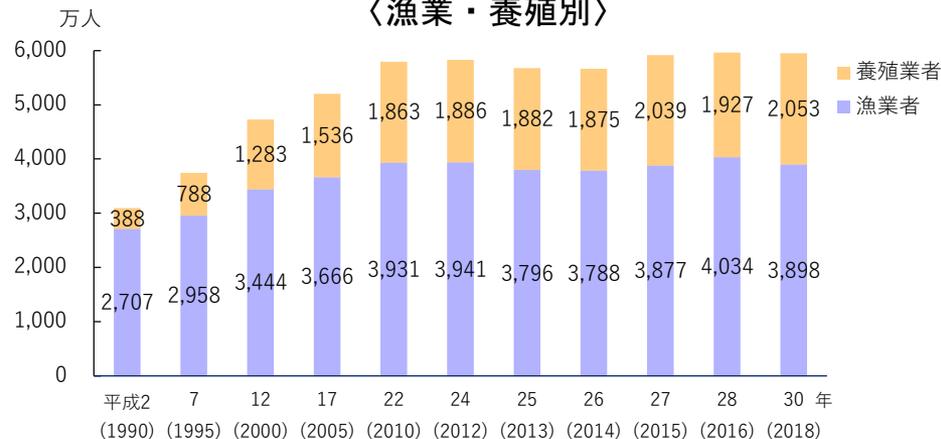
世界の漁業・養殖業生産量の推移

<漁業・養殖別>

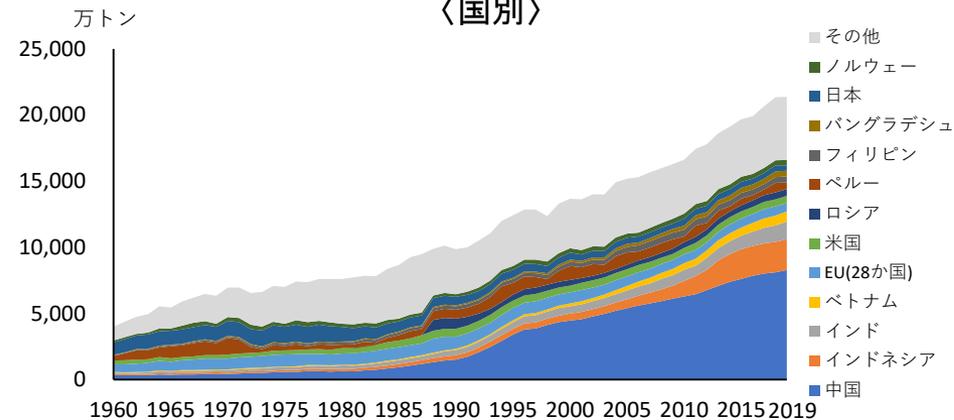


世界の漁業・養殖業就業者数の推移

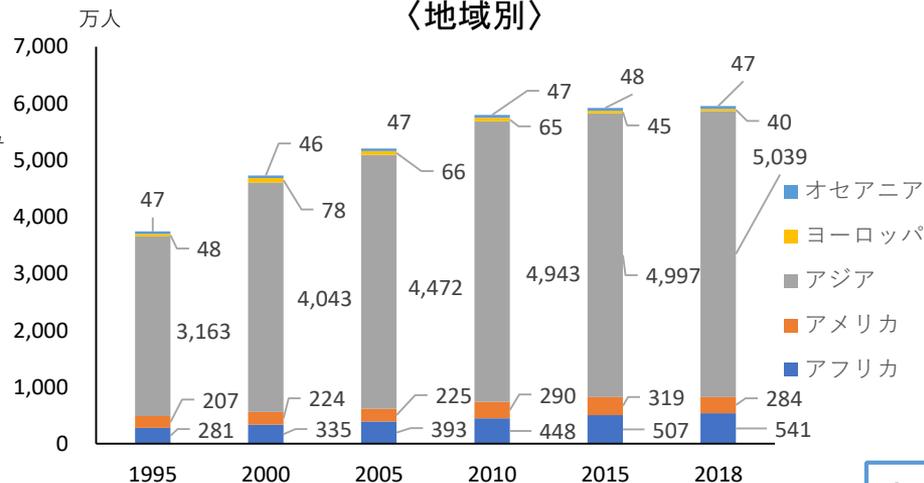
<漁業・養殖別>



<国別>



<地域別>



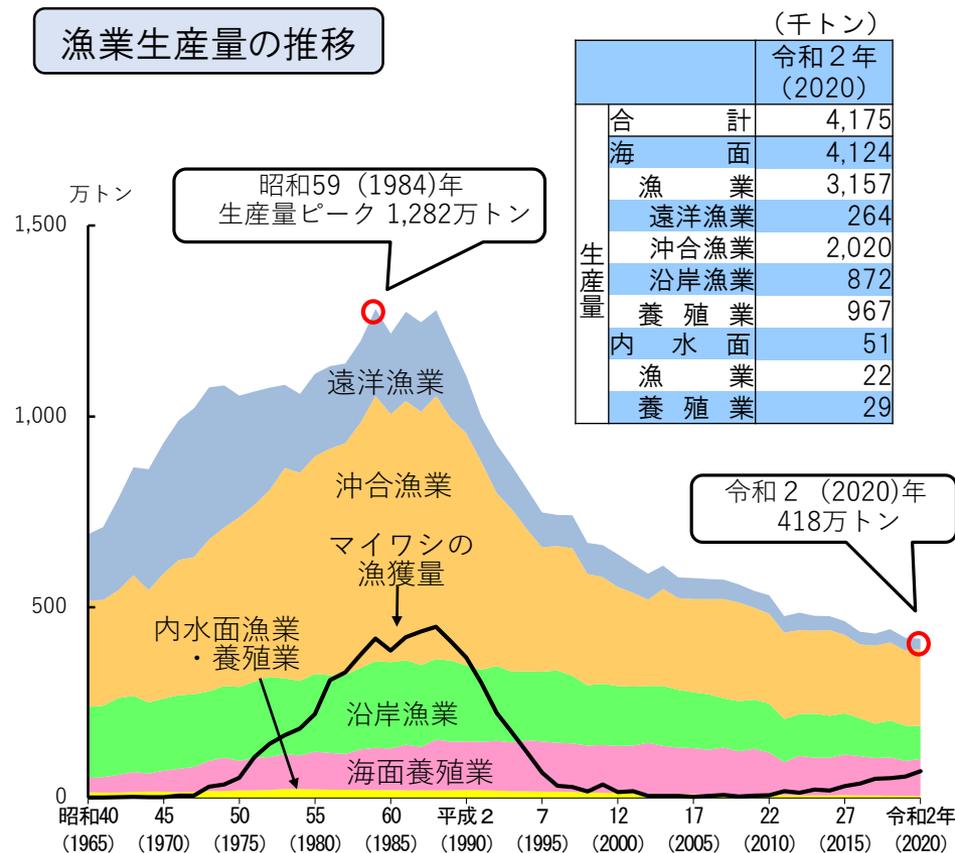
資料：FAO「Fishstat (Capture production 1960-2019)」
農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

資料：FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2020」

I 総論 <我が国漁業の現状>

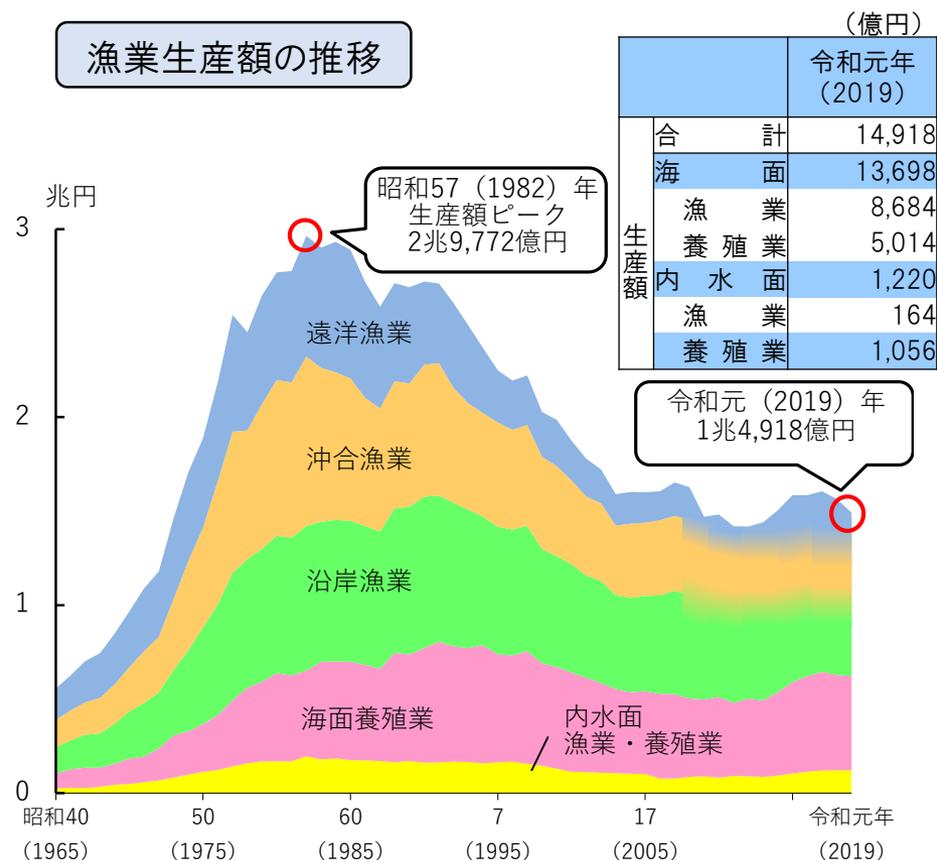
- 我が国の漁業は、戦後、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと漁場を拡大することで発展してきた。
- 我が国の漁業生産量は、世界各国の排他的経済水域の設定による遠洋漁業の縮小、1988年頃からのマイワシの大幅な減少を除いても減少傾向にある。

漁業生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)
注：令和2(2020)年は概数値

漁業生産額の推移



資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

I 総論 <漁業種類別の比較>

- ・ 漁業種類ごとに見ると、大中型まき網等は、生産量が多く経営体や漁船数は少ないため、1経営体当たり・1隻当たりの生産量が多い。
- ・ 他の漁業種類は、経営体数や漁船数が非常に多く、総じて生産性が低い。

漁業種類名	概要	主な魚種 (下線はTAC魚種)	生産量 (トン)	経営体数 (経営体)	漁業者数 (人)	漁船数 (隻)	1経営体当たり 生産量 (トン/経営体)	1漁業従事者当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり 生産量 (トン/隻)
日本の 漁業全体			3,359,456	79,067	153,490	69,920	42.5	21.9	48.0
遠洋									
海外まき網 【大臣許可】	北緯20以南の太平洋にてかつお・まぐろ類をまき網で漁獲する漁業	カツオ、マハチ、キハダ等	205,783	14	505	53	14698.8	407.5	3882.7
遠洋まぐろはえ縄 【大臣許可】	主に公海上ではえ縄によりまぐろ類を漁獲する漁業	ウロマグロ、ミナミマグロ、マハチ、キハダ、ビンナガ等	74,247	60	991	156	1237.5	74.9	475.9
遠洋底びき網 【大臣許可】	周辺水域外で底びき網を使用して操業する漁業(15t以上)	スケトウダラ、キンメダイ、カラスカレイ等	8,078	3	70	5	2692.7	115.4	1615.6
沖合									
沖合底びき網 【大臣許可】	周辺水域で底びき網を使用して行う漁業(15t以上)	スケトウダラ、ホッケ、カレイ、スライカニ等	214,618	248	2,071	317	865.4	103.6	677.0
大中型まき網 【大臣許可】	周辺水域等でまき網を使用して行う漁業(40t以上)	サバ、イワシ、アジ、スルメイカ、カツオ、マグロ等	745,318	56	2,719	345	13309.3	274.1	2160.3
さんま棒受け網 【大臣許可】	周辺水域等で棒受け網を使用してさんまを獲る漁業(10t以上)	さんま	128,947	107	1,309	131	1205.1	98.5	984.3
いか釣り 【大臣許可】	周辺水域等でいかを対象とした釣り(30t以上)	スルメイカ、アカイカ、ヤリイカ等	14,657	37	402	58	396.1	36.5	195.4
沿岸・地先沖合									
中型まき網等 【知事許可】	沿岸水域でまき網を使用して行う漁業(5t以上40t未満)等	サバ、イワシ、アジ等	426,726	309	3,431	1,329	1381.0	124.4	321.1
小型底びき網 【知事許可】	沿岸水域で底びき網を使用して行う漁業(15t未満)		382,688	6,165	9,864	6,859	62.1	38.8	55.8
刺網 【知事許可】	刺し網(かじき等流し網等以外)を使用して行う漁業		124,472	10,242	18,381	8,774	12.2	6.8	14.2
大型定置網 【漁業種】	沿岸水域で定置網を使用して行う漁業(設置水深27m以上)	イワシ、サバ、アジ、ブリ、マグロ等	235,124	409	5,034	1,180	574.9	46.7	199.3

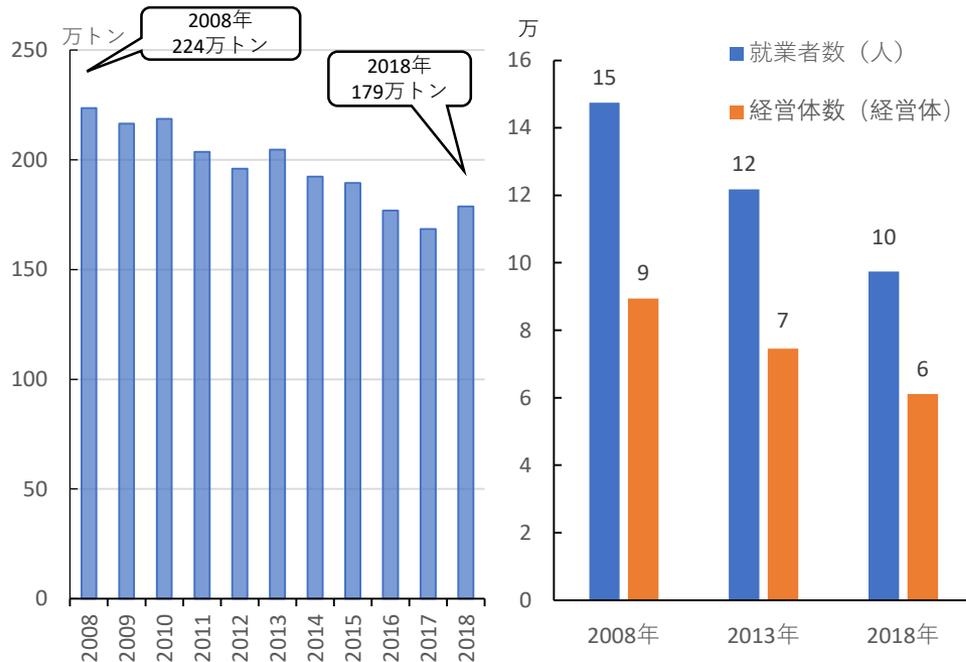
資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(生産量(2018年))、「漁業センサス2018」(経営体数、漁業者数、漁船数)、注1:「海外まき網」の数値は漁業センサス上の「1そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業」の数値
注2:「漁業者数」のうち、日本の漁業全体以外の値については、2018年11月1日現在の海上作業従事者数であり、経営体数より少ない場合がある。

Ⅱ 沿岸漁業 <沿岸漁業の現状>

【現状】

- 沿岸漁業の漁獲量は減少傾向にあり、その経営体数や就業者数についても減少傾向が続いている。
- 小規模な個人経営体が多く、平均漁労収入や所得についてはおおむね横ばい傾向にはあるものの、後継者の確保が進んでいない状況にある。
- 沿岸の漁村地域は、漁業生産活動を基盤として加工・流通など関連産業が連なり構成されており、こうした影響は、漁獲物を取り扱う市場、加工・流通業者、周辺の飲食店やホテルや観光などにも波及する。

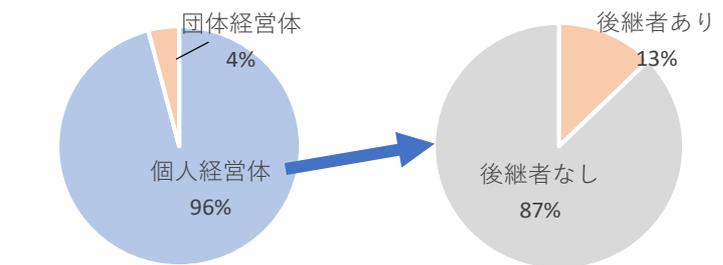
漁獲量、経営体及び就業者数の推移



資料：「漁業センサス」、「漁業・養殖業生産統計」

注：「沿岸漁業」には、小型底びき網、中・小型まき網、その他の刺網、大型定置網、さけ定置網、小型定置網、その他の網漁業、その他のはえ縄、ひき縄釣り、その他の釣、潜水機漁業、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

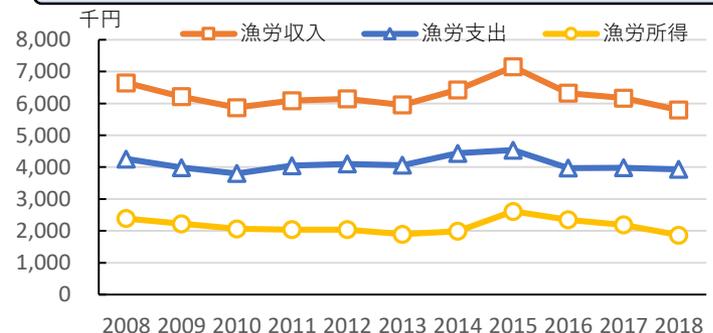
個人経営体の割合及び後継者の現状



資料：「漁業センサス」

注：対象は沿岸漁業層の経営体。沿岸漁業層とは、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

個人経営体の経営状況の推移



資料：「漁業センサス」、「漁業経営調査報告」

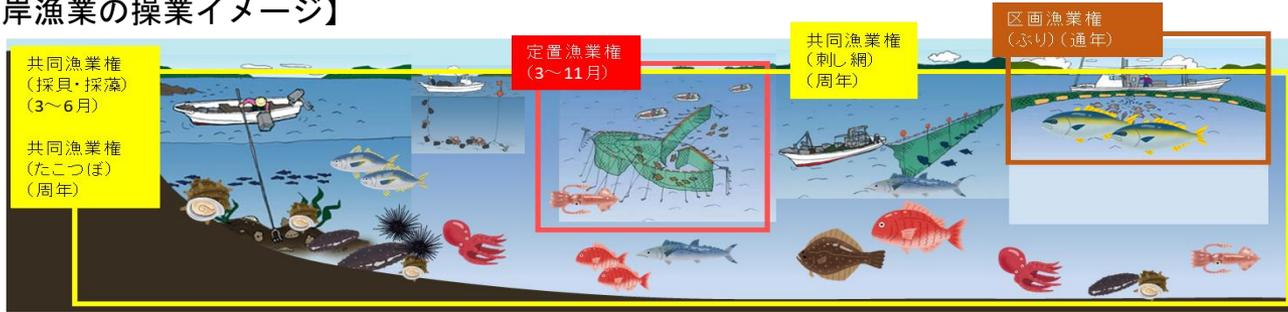
注：漁業経営調査報告の個人経営体の結果を「漁業センサス」の10トン未満の漁船を用いる経営体数で加重平均した。

Ⅱ 沿岸漁業 <沿岸漁業の現状>

【現状（つづき）】

- 沿岸漁業では、多獲性魚種のほか少量だが単価の高い魚種も含め、多種多様な魚種を水揚げしている。また、地域により主要漁業が異なるなど多様な生産構造を形成している。
- 複数の漁業種類を兼業し、対象魚種の来遊状況等に応じて操業を切り替えていることが一般的である。

【沿岸漁業の操業イメージ】



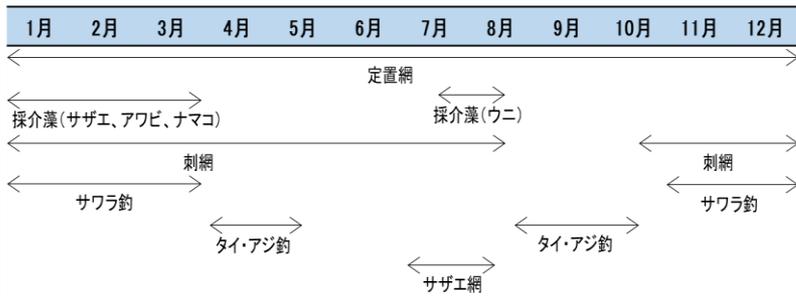
【漁村地域の数】

4,088集落
(令和元年度末)

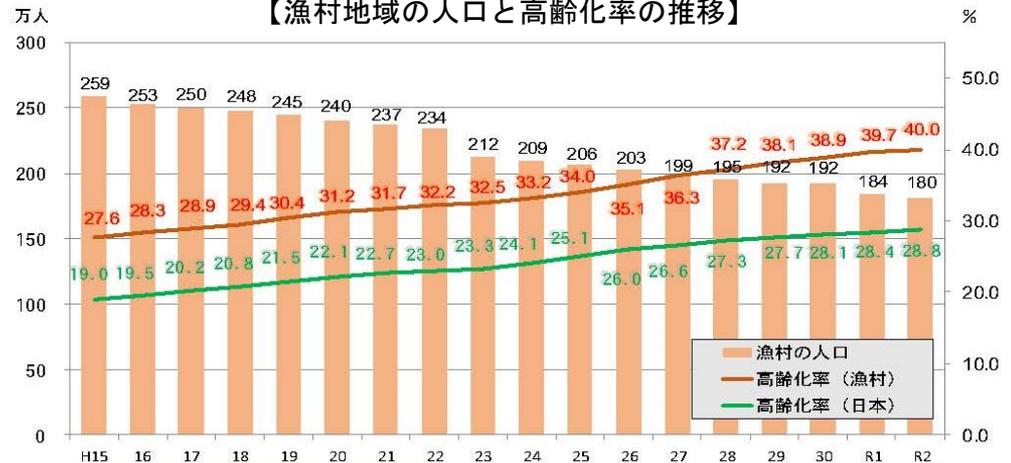
出典：漁港背後集落における現状把握のための実態調査（H23年度以降は、岩手、宮城、福島 の 3 県を除く）

出典：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター<<http://www.ryoushi.jp/>>を元に水産庁編集

【沿岸漁業の操業状況（島根県のAさんの事例）】



【漁村地域の人口と高齢化率の推移】



出典：漁港背後集落における現状把握のための実態調査（H23年度以降は、岩手、宮城、福島 の 3 県を除く）

Ⅱ 沿岸漁業 <課題と取組状況>

【課題①】

- ・ 漁獲量、漁業就業者、漁村人口の減少は、漁業の持続性はもとより、地域の持続性も懸念される。
- ・ 地域の基盤たる漁業生産活動が継続されるためには、資源管理を推進しつつ、環境変化にも対応し得る体制を確保しながら、漁業を生業とし日々操業する現役世代を中心に効率的な操業・漁業経営を行うことや、次世代に漁業を引き継いでいくことが必要である。

経営の合理化に向けた取組

生産施設の共有や協働での操業をすることで経営の合理化やコストダウンを図るなど、漁業生産の持続性を高めるための取組が進められている。

【北海道の取組】

漁業権の切替に応じてこれまで定置漁業の統廃合、協業化を行う等経営の合理化を実施

北海道の定置漁業の免許件数の推移(水産庁調べ)

	H5	H10	H15	H20	H25	H30
免許件数	1098	1023	1165	1134	1108	1104

協業化・統廃合による合理化

※ H15の増加は、小型定置漁業(共同漁業権)の資源利用状況の変化(サケ)に伴う定置漁業権化(免許)による増加

- 協業化 : 漁船や器材、労働力の共有
- 共同経営化 : 経営体の再編や合併
- 漁場の移動や再配置 : 操業の効率化、集約などの統廃合等

これらの取組により、1ヶ統あたりの水揚げ増加、支出の削減等、経営の改善が図られた事例あり

漁業権の切り替えに向け、各地域の実情を踏まえた検討を実施

海区漁場計画に反映

(「北海道資料」より作成)

地域の核となる担い手の育成・確保

新規就業者の確保や現役・若手世代にノウハウなどを引き継ぐこと等、地域の核となる担い手の育成・確保の取組が進められている。

【新規就業者の育成・確保】

宮城県石巻市では漁師になりたい人達のために、

- ・ 問い合わせ窓口の設置
 - ・ 短期研修や漁師学校の設置
 - ・ 研修中の住まい提供
- 等により支援。

これによる新規就業者は累計35名に。



【山形県漁協の定年制】

山形県漁協では、役員の方の定年について「就任時75歳未満であること。ただし任期期間中に満75歳に達した場合、その期間中は在任する」との内規が定められている

【リース方式による漁船導入事例】

○漁船導入事例 (R元年5月)

- ・ 小型機船底びき網 (13トン型、中古漁船)
- ・ 利用漁業者64歳、後継者35歳
- ・ 船体大型化 8.5→13トン (作業の安全性・効率性向上)
- ・ 冷海水装置 (鮮度向上)



リース方式による漁船導入の支援にあたっては、55才以上であっても後継者(45才未満)のいる者を対象とし、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組めるよう支援。

Ⅱ 沿岸漁業 <課題と取組状況>

漁村地域の活性化の取組

高齢化や後継者不足等の漁村地域の存続に係る課題に対応すべく、市町村や漁業団体など関係者が一体となり、地域ごとの創意工夫の取組が進められている。

(宮崎県串間市東地区の取組)

- ・ 大型・小型定置網漁業を中心に、多様な沿岸漁業を実施。ブリ、アジ等の回遊魚の漁獲が主体。
- ・ 漁獲量の減少や燃料高騰等による採算性の確保が困難、漁業者の高齢化や慢性的な後継者不足といった課題に対応する必要。

加工品製造・販売



地域ブランドマアジ「美々鯨」



大型定置網は当番制を採用し、空き時間は個人で漁や加工品製造・販売などを行うことで、所得の安定化を実現。

浜の活力再生プラン（浜プラン）

水産業を核とした漁村地域の活性化を目指すため、浜ごと（概ね漁協単位）に策定

◎策定主体

地域水産業再生委員会（市町村、漁協等）

◎具体的対策を定める

<収入向上の取組>

高鮮度出荷・加工品開発、直販・輸出など

<コスト削減の取組>

省エネ機器の導入・協業化・船底清掃の取組実施など

◎5年後の所得目標を定める

漁業所得を10%以上向上させることを目指して取組を実施

水産業における女性の活躍

女性が地域の担い手として期待され、各地域の漁業、流通・加工などで女性が活躍している。



<活躍例>

- ・ 神奈川県 Kさん：刺し網
- ・ 京都府 Oさん：定置網、海女
- ・ 佐賀県 Nさん：小型定置網
- ・ 山口県 Mさん：定置網
- ・ 高知県 Kさん：水産卸・加工業
- ・ 香川県 Aさん：水産加工業

女性が活躍しやすい環境作りを後押しするための取組も進められている。

海の宝！水産女子の元気プロジェクト

漁業・水産業の現場で働く女性が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を、様々な企業・団体等の技術・ノウハウ・アイデア等と結びつけ、新たな商品やサービス、情報を創造し、社会全体に発信していくためのプロジェクト。

漁業・養殖業、加工・流通、魚食普及など様々なメンバーで構成。

プロジェクト事例（企業とコラボ）



株式会社テイクジーン ×水産女子

- ✓ 水産女子の手の悩みに適したハンドクリームを、その悩みに寄り添いながら開発

II 沿岸漁業 <課題と取組状況>

【課題②】

- 改正漁業法における海面利用制度が適切に運用されるよう制定された海面利用ガイドラインを踏まえ、各都道府県で漁場の有効利用が図られ、漁場の生産力が最大限に活用されることが求められる。

漁場マップによる「漁業権の見える化」

漁業権等の「見える化」のため、漁場マップを整備し、漁場の利用に関する情報の公開を進めるなど、漁場の有効利用のため、漁業権に関する現場からの疑問等に対応している。



出典：海洋状況表示システム(<https://www.msil.go.jp/>)より作成、
情報提供元：国土地理院、海上保安庁

未利用漁場の有効活用のためのマッチング（高知県）

地域により、様々な業種とのマッチングを促進し、意欲ある漁業者が中心となった地域漁業の活性化のための取組が進められている。



◆未利用漁場の有効活用

高知県では、かつて定置網が操業されていた4つの未利用漁場を有効に活用するため、事業の参入にご興味のある事業者を募集しています。

【対象漁場】

- ① 高知県高岡郡中土佐町上ノ加江
- ② 高知県高岡郡中土佐町矢井賀
- ③ 高知県高岡郡四万十町興津
- ④ 高知県土佐清水市貝ノ川

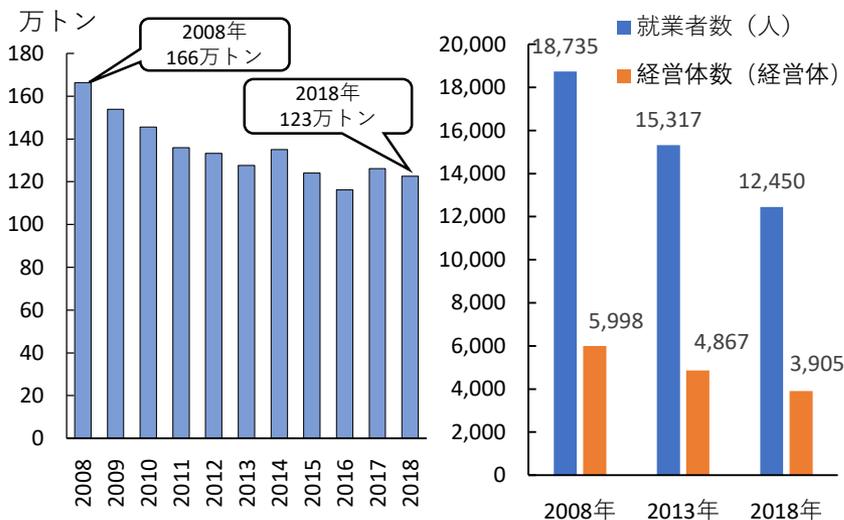


Ⅲ 沖合漁業 <沖合漁業の現状>

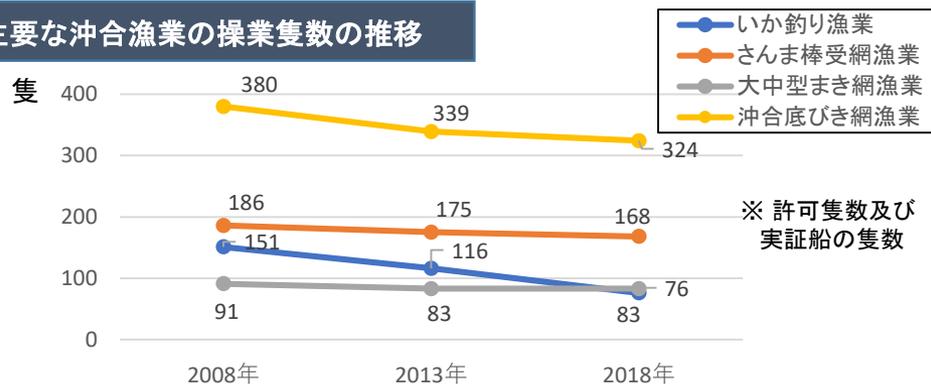
【現状】

- ・ 沖合漁業の漁獲量は減少傾向であり、漁獲量の減少は漁業経営に影響する。経営体数や就業者は減少傾向にあり、許可隻数も近年横ばいないし減少傾向にある。
- ・ 漁獲量の減少は沖合漁業の経営に影響するだけでなく、漁獲物を取り扱う市場、流通業者、加工業者等の経営にも影響する。
- ・ 沖合漁業では、沿岸漁業よりも漁法や漁獲対象種が特化しており、目的とする魚種を効率的に漁獲できる操業体制へと進化してきた。

沖合漁業を営む経営体と就業者数及び漁獲量の推移

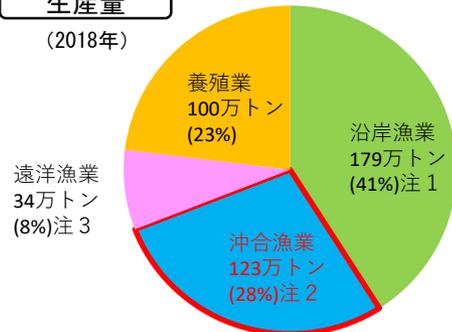


主要な沖合漁業の操業隻数の推移

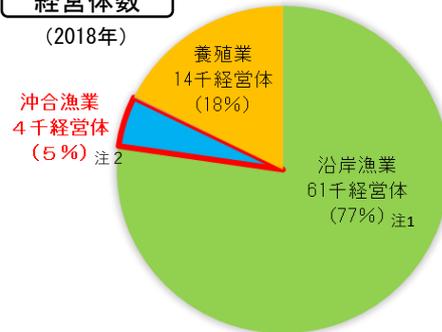


日本の漁業における沖合漁業の位置付け

生産量 (2018年)



経営体数 (2018年)



注1 「沿岸漁業」には、小型底びき網、中・小型まき網、その他の刺網、大型定置網、さけ定置網、小型定置網、その他の網漁業、その他のはえ縄、ひき縄釣り、その他の釣、潜水機漁業、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

注2 「沖合漁業」には、沖合底びき網、大中型まき網(海外まき網を除く)、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄(近海、沿岸)、いか釣り(近海、沿岸)が含まれる。

注3 「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網1号まき遠洋かつお・まぐろ、遠洋まぐろはえ縄、遠洋かつお一本釣、遠洋いか釣が含まれる。

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

資料：農林水産省「漁業センサス」
注「遠洋漁業」は81経営体(0.1%)

Ⅲ 沖合漁業 <沖合漁業の現状>

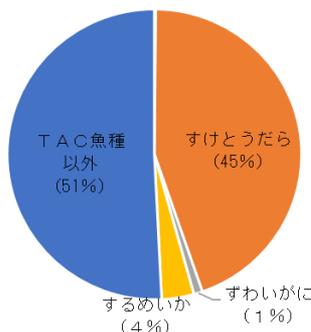
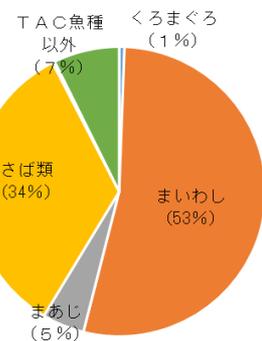
【現状（つづき）】

- ・ 沖合漁業の漁獲対象種の多くは、TAC等により数量管理が行われている。現在、科学的な資源評価に基づく魚種ごとの数量管理の取組みが実践段階に入っている。
- ・ 漁業経営改善策として、燃油使用量の削減や付加価値向上等によるコスト減・収益向上を図り生産性を向上させるため、現在、実証事業等を実施している。

主要な沖合漁業における TAC等数量管理の状況（2019年）

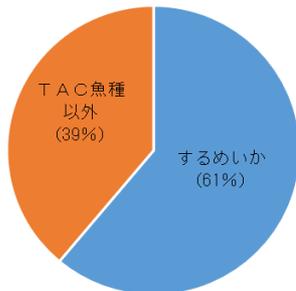
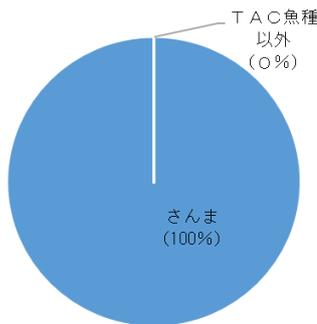
大中型まき網漁業

沖合底びき網漁業



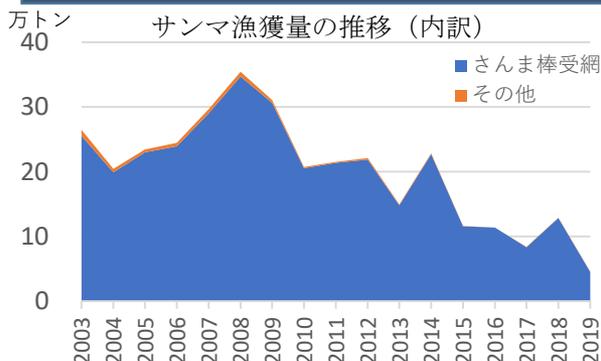
さんま棒受網漁業

いか釣り漁業

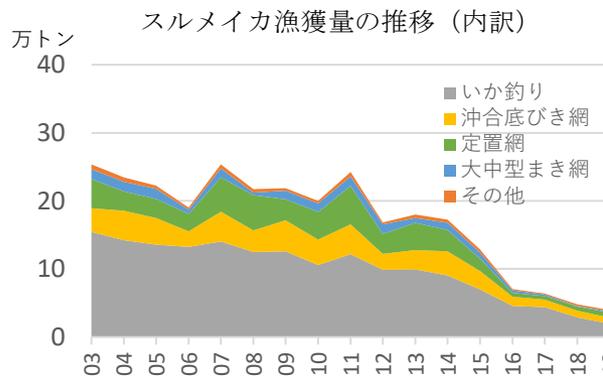


資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

さんま、スルメイカの漁獲量推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

さんま棒受網、いか釣りの魚種別漁獲量比率

さんま棒受網魚種別比率（過去10年平均）
いか釣り魚種別比率（過去10年平均）

魚種	比率
さんま	99%
その他	1%

魚種	比率
スルメイカ	80%
アカイ	8%
その他	12%

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

生産性向上の取組

沖合底びき網漁船（125トン）（兵庫県）

（H27年9月～R2年8月）

- 燃費性能及び安全性が向上した改革型漁船の導入
燃油使用量：458kL→397kL（年間61kLの削減）
- 冷却設備及び冷凍庫による船上凍結による小型魚（ホタルイカ、ハタハタ）の船上凍結品の製造による収益向上
- ハードオーニングによる労働環境の改善
- ◎船価（432百万円）÷（平均償却前利益（48百万円）＝9年 < 25年（次世代建造までの年数）



沖合底びき網漁船（ハードオーニング付き）

船内冷凍魚倉

冷却設備

Ⅲ 沖合漁業 <課題と取組状況>

【課題①】

- 近年、環境変動等に起因して一部の漁獲対象種で深刻な不漁が発生しており、資源管理の推進のほか、資源変動に対応できる弾力性のある漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていくことが必要である。

資源変動に対応した取組

環境変化などに対するリスク分散や順応性を高める観点から、漁業調整に配慮しながら、単一の資源のみに頼るのではなく、漁獲対象種や漁法の複数化等に取り組んでいる。

サンマの資源変動に対応した取組

北海道において、小型サンマ漁船が棒受網の設備を用いて試験的にマイワシやサバ類の漁獲を開始。

※採算性向上や、マイワシを漁獲している漁業との調整が課題。

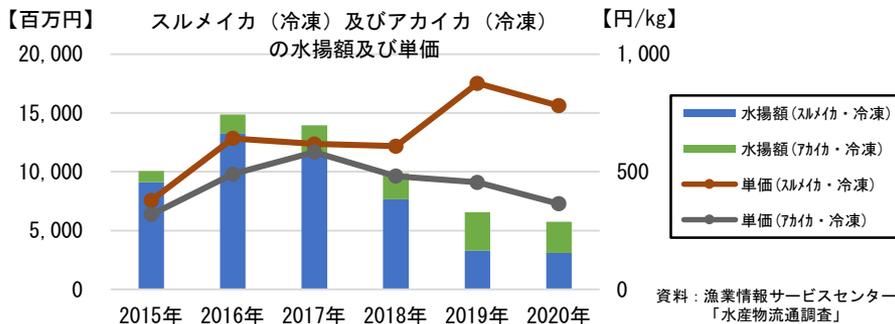
※試験操業の取組

		2016	2017	2018	2019	2020
マイワシ	漁獲量 (トン)	4,036	4,961	5,496	10,881	4,997
	金額 (千円)	391,746	324,571	299,130	398,620	235,544

スルメイカの資源変動に対応した取組

中型いか釣り漁船（199トン船）が、スルメイカの漁獲の少ない時期にアカイカを対象とした操業を実施（太平洋公海域）。

スルメイカのための操業と比較して経営への影響が緩和。



沖底・いか釣り兼業船（兵庫県）

兵庫県において、沖合底びき網漁業といか釣り漁業の両方の許可により、沖合底びき網漁業を主体にいか釣り漁業にも対応可能な漁船を使用した実証事業を実施。

もうかる漁業による取組（2018年～取り組み継続中）

A地区（兵庫県日本海側）
沖底兼業船、沖底/いか釣り兼業船の操業カレンダー

	凡例											
	沖底兼業船			沖底/いか釣り兼業			共通					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ズワイガニ(オス)	←											←
ズワイガニ(メス)	←											
ズワイガニ(メス)						休漁期						←
ホタルイカ		←										←
ハタハタ			←						←			
アカガレイ	←								←			←
甘エビ								←				
スルメイカ								←				

※2～3日で艀装可能（ドック中に電気配線工事をする場合には、ドック+2日程度）



沖底・いか釣り兼業船（兵庫県）

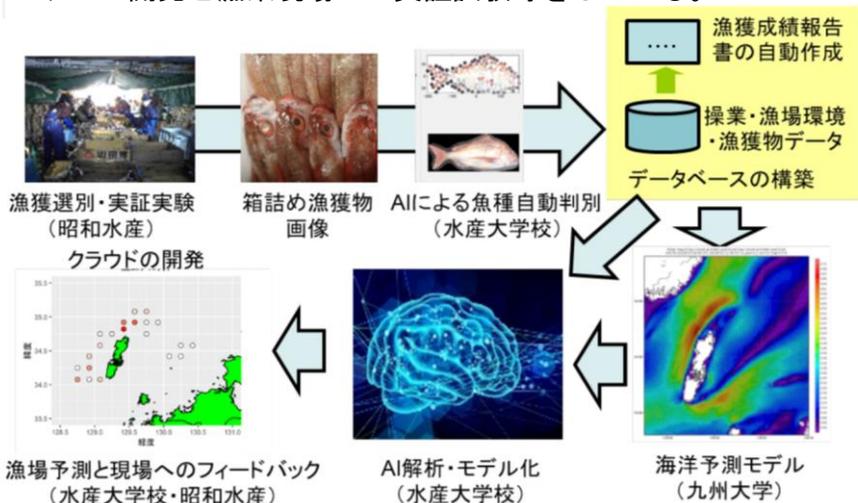
Ⅲ 沖合漁業 <課題と取組状況>

【課題②】

- 労働人口の減少により、従来どおりの乗組員の確保が困難である状況において、水産物の安定供給や加工・流通等の関連産業の維持・発展の観点から、沖合漁業の生産活動の継続が重要である。
- その他、TACによる管理について、資源管理の実効性を確保しつつ、計画的な操業による経営改善を図ることができる等のメリットを踏まえ、順次IQ方式による管理を導入していく必要がある。

ICTを活用した漁場予測システム

生産活動の継続に向けて、生産性を向上させ経営基盤を強化するため、研究機関等を中心として、ICTを活用した漁場予測システムの開発と漁業現場での実証試験等を行っている。



現在、(国研)水産研究・教育機構 水産大学校を中心となって、
 ①沖合底びき網漁業の操業・漁場環境データを自動収集するとともに、漁獲物の画像からAIによって魚種・サイズを自動計測し、データを蓄積
 ②収集したデータから漁獲成績報告書を自動作成するとともに、海洋環境予測モデルを用いたAIによる漁場予測を実施するシステムを開発し、漁業者の労働負荷の軽減や操業の最適化による経営基盤の強化等を図る取組を実施中。

IQ方式による資源管理

令和5年度までに、TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業(沖合漁業を含む。)については、IQ管理を原則導入することとしている。大中型まき網漁業では、他の大臣許可漁業に先行して導入が進められている。

資源管理			漁業調整	
アウトプット・コントロール	インプット&テクニカル・コントロール	漁業調整に関する取決め		
現在	数量管理 TAC	公的規制 省令や調整規則に基づく ・隻数制限 ・トン数制限 ・漁具制限 ・小型魚保護 など	自主的な取組 資源管理計画 休漁 体長制限 など 操業区域ルール など	・操業開始時期の取決め ・操業可能な期間の設定 ・操業海域の設定 ・漁具の設置等の取決め ・漁獲物の制限 など
	IQ管理導入後	数量管理 IQ	公的規制 省令や調整規則に基づく ・漁具制限 ・小型魚保護 など	自主的な取組 操業区域ルール など

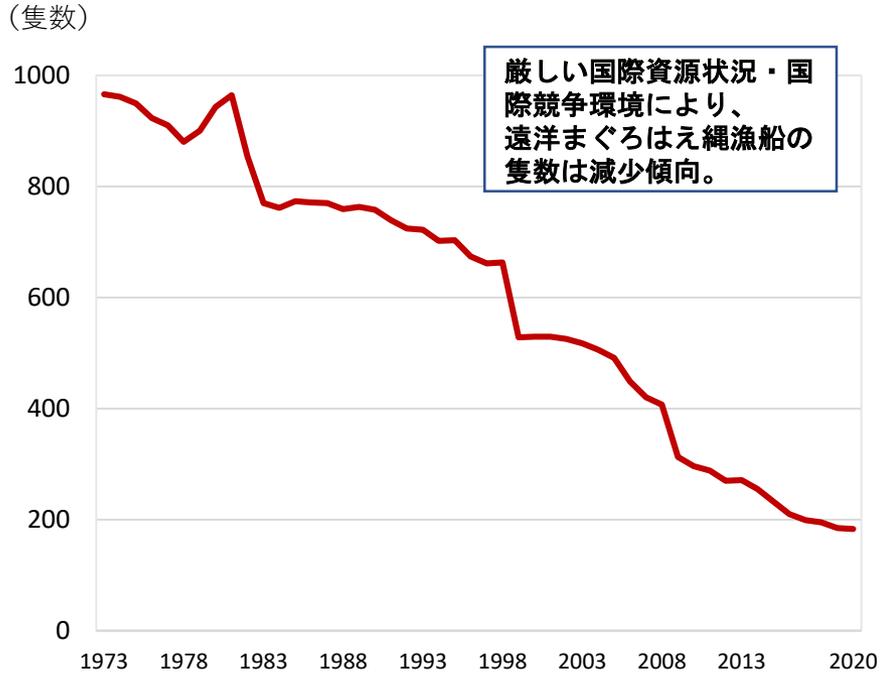
大中型まき網漁業の北部太平洋のサバ類について、今年度からIQ管理を導入。

IV 遠洋漁業 <遠洋漁業の現状>

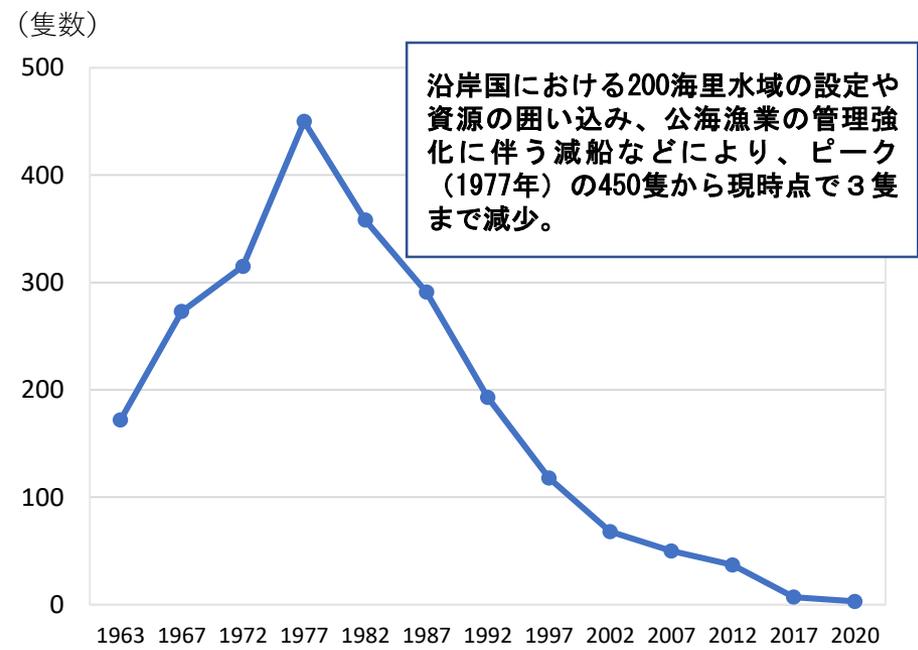
【現状】

- ・ 遠洋漁業は、外国200海里水域の導入による漁場縮小や国際規制による大規模減船等も経て漁船隻数が減少傾向である。さらに、日本人船員の高齢化、新規就業者不足、海技士不足、過酷な労働環境、国際規制の遵守が求めるなど厳しい状況におかれている。
- ・ 国際資源の管理措置として求められる各種の国際ルールに的確に対応する必要がある。

遠洋まぐろはえ縄漁船の隻数推移



遠洋底びき網漁船の隻数推移



IV 遠洋漁業 <課題と取組状況>

【課題】

- 海外漁場における操業に持続的に対応できる漁業経営体に向けて、海外漁場を確保するとともに、従来の操業体制にとらわれない新たな操業形態の検討、他漁業種類との兼業、販路の多様性の確保等が必要である。
- 国際資源の管理措置として求められる各種の国際ルールに的確に対応できる漁業者を育成することや、漁獲物の需要拡大に向けた販路拡大策を検討することが必要である。

【もうかる漁業創設支援事業の事例】

取組内容

●兼業による安定的な収益確保

サンマの不漁が深刻化する中、資源が安定し高価格のミナミマグロを兼業することで、安定的な収益確保のモデルとなる。
また乗組員確保において、まぐろ漁業では長期航海、さんま漁業では短期雇用が課題。両漁業の兼業によって航海期間を短縮しつつ、周年雇用を達成。



(まぐろはえ縄漁船)

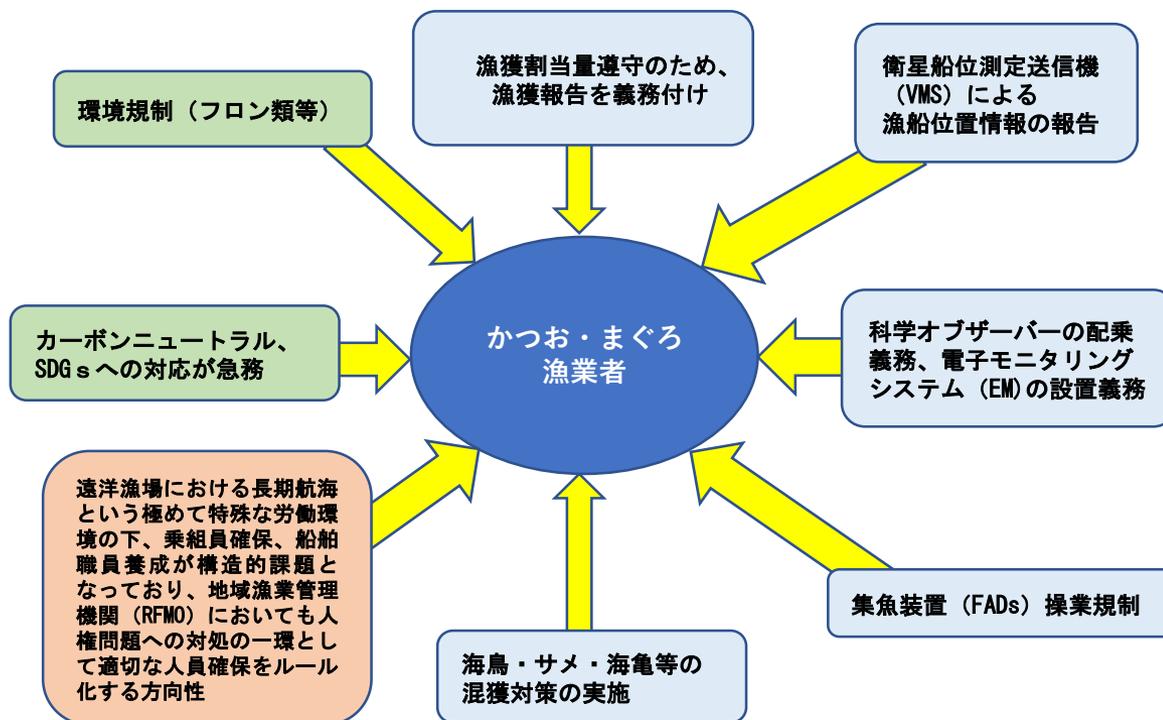


(さんま棒受網漁船)

見込まれる効果

- 特性の異なる2つの漁業の兼業により、資源変動に対して頑健な操業体制を構築する。
- 2年毎に1名以上の新人乗組員の確保を図る。

【かつお・まぐろ漁業者に求められる取組・遵守事項】



V 国際交渉 <国際交渉の現状>

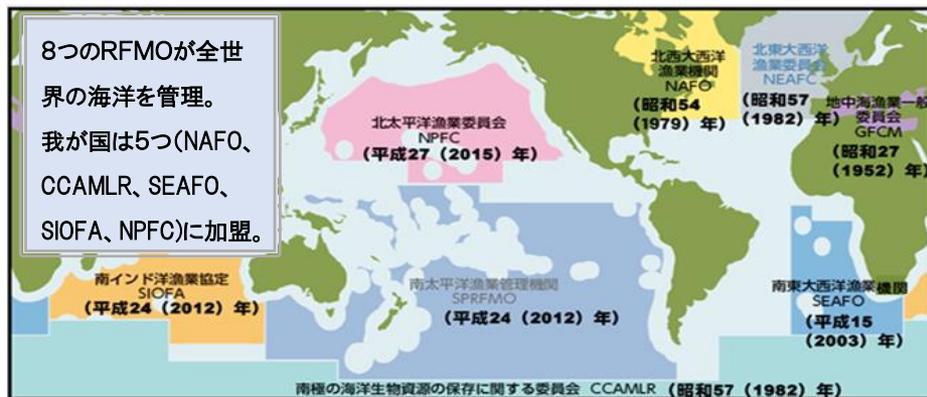
【現状】

- 我が国遠洋漁業が漁獲する水産資源及びその漁場の確保のため、関係する地域漁業管理機関（RFMO）に加盟し、水産資源の適切な管理と持続的利用のための議論に積極的に参画することで、我が国の漁獲枠を確保している。
- 太平洋島しょ国やアフリカ諸国EEZ内での操業のため、政府間協定や民間協定に基づき、入漁条件等について協議を実施し、操業機会を維持、拡大している。
- 海外漁場での操業の確保に資するよう、海外漁業協力財団が実施する水産施設の修理修復や技術移転等については、太平洋島しょ国に重点的に実施している。無償資金協力や技術協力においても、水産外交上重要な国に実施すべく、調査や案件形成等で連携を図っている。
- 我が国周辺水域では、周辺国・地域との漁業交渉を通じ、相互入漁等に関して適切な漁獲割当量・許可隻数等操業ルールの設定・遵守を推進している。

かつお・まぐろ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域



かつお・まぐろ類以外（底魚等）を管理する地域漁業管理機関と対象水域



V 国際交渉 <課題と取組状況>

【課題】

- ・ 各地域漁業管理機関での議論や二国間交渉における資源回復に向けた管理措置の強化のための具体的方策が必要である。
- ・ 公海域及び我が国周辺水域でのIUU漁業対策の強化、我が国周辺海域における国際資源管理の強化が必要である。
- ・ 海外漁場での安定的な操業のため、入漁相手国のニーズの変化に対応した効果的な海外漁業協力の実施が必要である。

現在の取組状況

- ・ 中・韓・露・台といった周辺国・地域とのバイでの漁業協議だけでなく、直面する課題に対応するためマルチの場などを活用。
- ・ 沿岸国としての立場から、日ロが協調するなどNPFICにおける交渉を主導。（サンマ、マサバ等の我が国周辺国際資源にかかる資源管理措置の積極的な提案等）
- ・ 関係国による協調した資源管理に向け、2国間での働きかけ。
- ・ 相手国の要請に基づき水産業振興を支援（令和元年の事例）

外務省ODA	
水産関連施設の整備	14件 115.2億円
研修員受入	163名
専門家派遣	126名

水産庁ODA (海外漁業協力財団が実施)	
水産関連施設の修理・修復等	パプアニューギニア等 10カ国
漁業振興・管理の技術指導等	パプアニューギニア、パラオ、ソロモン等 4カ国
研修員受入	18名
専門家派遣	延べ103名

●IUU漁業国際行動計画の着実な実施

国際行動計画に基づき、国内漁船がIUU漁業に従事しないよう適切に管理するとともに、EEZ内で行われる漁業について適正な管理・検査等を着実に実施。

●フラッキング協定に基づく対応

フラッキング協定で定められた旗国の義務の履行のため、漁業法に基づき、公海で操業する国内漁船に対して、適切に漁業許可制度を運用し、IUU漁業を排除。

●違法漁業防止寄港国措置協定

(PSM協定)に基づく対応

PSM協定で定められた寄港国の義務の履行のため、「外国人漁業の規制に関する法律(外規法)」に基づき、IUU漁船リストの非掲載漁船のみに農林水産大臣の寄港許可を発出する等の措置を着実に実施。

●外国為替及び外国貿易法に基づく輸入規制

「外国為替及び外国貿易法(外為法)」に基づき、日本に輸入されるマグロ類等に関して事前審査を行い、IUU漁獲物が輸入されないよう措置(RFMOで作成したIUU漁船リストに掲載された漁船や非登録マグロ畜養場からの輸入を禁止)。

●漁業法の改正

密漁対策のため、大臣許可漁業又は知事許可漁業を無許可で営んだ場合の罰則を引き上げ。

●水産流通適正化法制定

特定水産動植物等の国内流通及び輸出入の適正化。

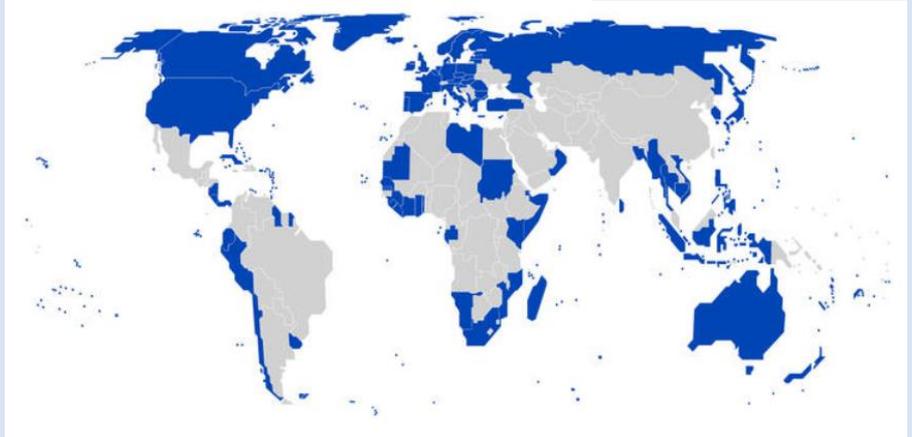
違法漁業防止寄港国措置協定 (PSM協定：Port State Measures Agreement)

- IUU漁船の寄港、漁獲物の陸揚げ禁止等の効果的な寄港国の措置の実施を通じて、IUU漁業を防止しようとする協定。
- 2016年8月に発効。
- 我が国は、2017年に同協定を締結。
- 締約国数は、69カ国(2021年6月現在)。

【協定の概要】

- ・ 入港を希望する船舶が違法な漁業等に従事した十分な証拠(RFMOで採択されたIUUリストに掲載されている等)がある場合、自国の港への入港を拒否。
- ・ 入港した船舶が違法な漁業等に従事した合理的な根拠がある場合、魚類の陸揚げや燃料補給等のために港を使用することを拒否。
- ・ 自国の港に入港した船舶が、IUU漁業等に従事したことがある明白な根拠がある場合、当該船舶を検査。

【PSM協定締約国(青色：締約国)】



VI 捕鯨政策 <捕鯨政策の現状と課題>

【現状】

- ・ 我が国は、1951年から国際捕鯨取締条約（ICRW）の下で捕鯨業を行い、国民に鯨肉を供給してきた。
- ・ しかし、1982年、国際捕鯨委員会（IWC）がいわゆる「商業捕鯨モラトリアム」を決定。1988年、我が国は大型鯨類を対象とした捕鯨業を中断した。
- ・ ICRWでは鯨類とその利用に関する根本的な立場の相違から持続的利用支持国と反捕鯨国が対立し、なんら資源管理が行えない状況を受け、2019年、ICRWから脱退し、大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開した。

我が国の捕鯨業

母船式捕鯨業

対象鯨種：ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラ
許可隻数：1船団(母船1隻、独航船3隻)
操業海域：

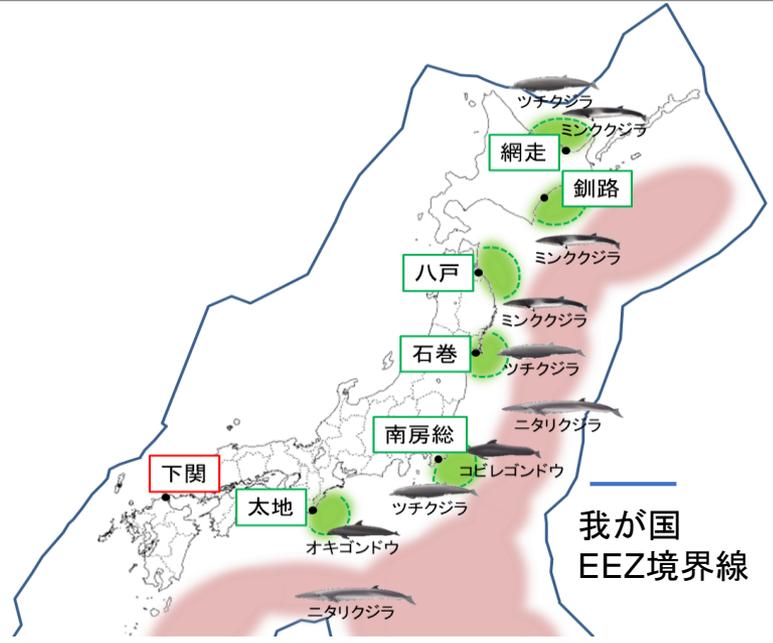


基地式捕鯨業(小型捕鯨業)

対象鯨種：ミンククジラ、ツチクジラ、マゴンドウ、オキゴンドウ
許可隻数：5隻
操業海域：



※この他に小型鯨類(イルカ類)を対象とした捕鯨業がある



【課題】

- ・ 国際資源の持続的利用推進の象徴である鯨類に関する科学調査の継続実施と我が国の立場の理解拡大を引き続き推進する必要がある。
- ・ 捕鯨業の安定的な実施と経営面での自立を図る必要がある。

VI 捕鯨政策 <取組状況>

捕鯨業の方針

以下の方針に基づき、2019年から大型鯨類を対象とした商業的な捕鯨業を再開。

- 再開した捕鯨業の操業海域は、我が国の領海・EEZ。
- 十分な資源量が確認されている種を対象。
- 捕獲枠は、IWCで採択された方式により算出される捕獲可能量以下に設定。
- IWC科学委員会、持続的利用支持国などとの協力を継続。

2021年の捕獲枠

	捕獲可能量 (令和2年と同数)	捕獲枠		水産庁 留保分	混獲数
		母船	沿岸		
ミンククジラ	171	0	120	14	37
ニタリクジラ	187	150		37	0
イワシクジラ	25	25		0	0
合計	383	295		51	37



・ 鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成29年法律第76号）と同法に基づく鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針に沿って、以下の施策を推進している。

① 捕鯨業の安定的な実施

- ・ 捕鯨業が持続的かつ安定的な漁業として継続されるよう、操業形態の見直しやコスト削減等について、引き続き必要な支援を実施。高付加価値化による需要の拡大や収入増、販路開拓等の支援を実施。

② 鯨類科学調査の着実な実施

- ・ 鯨類科学調査を着実に実施し、捕獲可能量の算出等に活用するとともに、調査結果をIWCなど国際機関に提供することを通じ、引き続き国際的な鯨類の資源管理に貢献。科学的根拠に基づく持続的な利用を図るため、RMPにより捕獲可能量が算出された種について、適切な捕獲枠を設定。

③ 鯨類の持続的な利用の確保に係る国際協力の推進

- ・ 引き続きIWCにオブザーバーとして参加し、鯨類に関する科学的知見の蓄積・拡大に貢献するとともに、持続的利用を推進するとの我が国の立場を主張し、理解拡大を図り、我が国捕鯨業の円滑な実施を推進。